

令和８年度 広報かこがわ編集業務委託  
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市企画部  
企画広報課  
（令和８年１０月）

## 1 趣旨

毎月1回発行している広報紙の編集業務について、市政の重要な施策や市民生活に関わりが深い情報を市民に確実に提供するため、幅広い世代に受け入れられ、簡潔で分かりやすく読みやすい紙面づくりが必要である。

これらを踏まえ、広報かこがわ編集業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置するスタッフを含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業 務 名：広報かこがわ編集業務委託
- (2) 業務の目的：民間の紙面構成やデザイン力など専門性を生かした紙面づくりとすることで、読みやすく分かりやすい広報紙を制作・発行する。
- (3) 業務内容：「広報かこがわ編集業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和14年3月31日まで

## 3 施行予定額（予算額）

72,074,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※広報紙のコーナー・業務毎の単価契約。

※消費税額に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、広報かこがわ編集業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位 1 位となった者を「契約候補者」、上位 2 位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札参加資格             | 加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人。<br>(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること<br>(2) 市税を滞納していないこと。<br>(3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。                                                                     |
| 入 札 参 加<br>停 止 措 置 | プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。                                                                                                                                                    |
| 業 務 実 績            | 令和 3 年 4 月 1 日以降に発行した定期刊行物（年 4 回以上の刊行物）の制作実績があること（原稿の整理・編集、紙面デザイン・レイアウト及び校正を含むもの）。※履行中のものを含む。                                                                                                                                     |
| 経営の安定性             | ・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。<br>・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。 |
| 契約の相手方としての適格性      | 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。                                                                                                                                                                       |
| そ の 他              | 公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。                                                                                                                                                                                                           |

## 8 説明会

説明会は開催しないものとする。

## 9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式6)に質問事項を記載のうえ、令和8年11月25日(水)午後5時までに、「18 問い合わせ先」に電子メールにより企画広報課宛に送信すること。メールの件名は「広報かこがわ編集業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式7)により、参加者全員に電子メールで、令和8年11月30日(月)午後5時までに回答する。

## 10 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり企画広報課に提出すること。

#### ① 関係書類

- ・会社概要票(様式2)
- ・業務実績調書(様式3)
- ・業務実績を証する契約書等の写し  
(業務実績が確認できる仕様書等の資料を含む。)
- ・様式3に記載した、令和3年4月1日以降に発行した定期刊行物(異なる定期刊行物ごとに、任意の号を各1部)
- ・様式3に記載した、官民間問わず第3者が主催する広報コンクール等の受賞実績が確認できる書類  
(受賞した賞の名称、受賞年月日及び対象となった刊行物が分かるもの)
- ・会社概要(パンフレットなど任意)
- ・加古川市市税確認承諾書(様式4)  
(課税の有無にかかわらず、提出すること。)
- ・国税に関する納税証明書(その3の3)  
(写し可、令和8年9月1日以降に発行したものに限る。)

- ② 提出方法：直接、企画広報課窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに提出すること(正午から午後1時は除く)。(電子メールでの提出は不可)

③ 提 出 先：加古川市企画部企画広報課

加古川市加古川町北在家 2000 番地

④ 提出期限：令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時 必着

※ 提出期限を過ぎた参加表明書等は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式 8）又は「参加資格審査結果通知書」（様式 9）により、令和 8 年 11 月 18 日（水）までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって企画広報課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式 5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに企画広報課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、④見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式 10）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書及び見積書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙は A 4 とし、頁数は表紙・目次を除いて 10 ページ以内とし、必ずページ番号を記入すること。

③ 企画提案試作版

企画提案書及び見積書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

④ 見積書

企画提案書及び見積書作成要領を参照のうえ、履行期間内に本業務内容を実施するための費用（単価）を「見積書」（様式 11）により作成し、代表者印を押印すること。単価及び小計欄、合計欄（税抜）は消費税及び地方消費税抜きの金額を記入し、合計欄（税込）は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 8 部

(3) 提出の方法、期限及び場所

① 提出方法：直接、企画広報課窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること（正午から午後 1 時は除く）。（電子メールでの提出は不可）

② 提出先：加古川市企画部企画広報課

加古川市加古川町北在家 2000 番地

③ 提出期限：令和 8 年 12 月 9 日（水）午後 5 時 必着

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーションによる審査及び質疑応答

(1) プレゼンテーションを実施する。

実施日：令和 8 年 12 月 18 日（金）予定

場所：加古川市役所

加古川市加古川町北在家 2000 番地

時間：準備 5 分、説明 10 分、質疑 10 分を予定

※ 詳細は、10(2)「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」とともに通知する。

- ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意する。
- ウ 企画提案書内の業務実施体制に名前のある実務担当者が必ず出席することとし、参加者は3名以内とする。
- エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

### 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙審査基準により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

#### (1) 選定結果の通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12、様式 13、様式 14）により通知する。

#### (2) 上記(1)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

#### (3) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって企画広報課に説明を求めることができるものとする。

#### (4) 最低基準

価格点を除いた点数の合計が、600点を下回った場合は契約候補者等としない。

### 14 契約締結に向けての協議

#### (1) 仕様等の確定について

企画広報課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積価格（単価）とする。  
ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約単価と予定数量を乗じた金額の総額に消費税及び地方消費税を加算した額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

15 日程及び提出書類等

| 事務等の名称            | 日程・締切                       | 提出書類等                                                                                                                                                         |         |
|-------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 参加申込              | 令和8年11月10日（火）<br>午後5時まで（必着） | 様式1～様式4、必要書類                                                                                                                                                  | 参加希望者⇒市 |
| 参加資格審査結果の通知       | 令和8年11月18日（水）<br>までに発送      | 様式8又は様式9                                                                                                                                                      | 市⇒参加希望者 |
| 質問締切              | 令和8年11月25日（水）<br>午後5時まで     | 様式6                                                                                                                                                           | 参加者⇒市   |
| 質問に対する回答          | 令和8年11月30日（月）<br>午後5時まで     | 様式7<br>メールで回答                                                                                                                                                 | 市⇒参加者   |
| 企画提案書提出           | 令和8年12月9日（水）午後5時まで（必着）      | 様式10<br>企画提案書<br>企画提案試作版<br>様式11 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             } 正本1部<br/>副本8部           </div> | 参加者⇒市   |
| 審査及びプレゼンテーション（予定） | 令和8年12月18日（金）（予定）           | —                                                                                                                                                             | —       |
| 選定結果等の通知          | 令和8年12月24日（木）<br>までに発送      | 様式12～様式14                                                                                                                                                     | 市⇒参加者   |
| 契約候補者との協議         | 令和9年1月13日（水）まで              | —                                                                                                                                                             | —       |
| 次点者との協議           | 令和9年1月20日（水）まで ※1           | —                                                                                                                                                             | —       |

|             |             |       |   |
|-------------|-------------|-------|---|
| 契約締結日（予定）   | 令和9年2月1日（月） | （契約書） | — |
| 業務の履行開始（予定） | 令和9年2月1日（月） | —     | — |

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

## 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

## 17 その他

- (1) 参加希望者（または参加者）が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

## 18 問い合わせ先

加古川市役所企画部企画広報課

電 話：079-427-9107

FAX：079-427-9724

E-mail:kouhou\_gak@city.kakogawa.lg.jp

以 上